

TechnoProducer株式会社 新規事業・知財AI活用支援メンバーシップ

約款

第1条（目的）

- 1 本約款は、TechnoProducer株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「新規事業・知財AI活用支援メンバーシップ」（以下「本サービス」といいます。）の提供条件及び利用条件を定めるものです。
- 2 本サービスは、新規事業の検討及び知的財産関連業務におけるAIの適切かつ効果的な活用を支援することを目的とし、情報配信、活用方法の提示、知見の整理及び体系化、オンライン環境の提供その他当社が定める施策を通じて、会員の業務の高度化及び効率化を支援するメンバーシップ型サービスです。
- 3 本サービスは助言及び情報提供を内容とするものであり、特定の成果、売上、利益、意思決定結果、知的財産権の取得その他一切の結果を保証するものではありません。

第2条（定義）

- 1 「会員」とは、本約款に同意し、当社所定の方法により申込みを行い、当社が承諾した法人又は個人をいいます。
- 2 「法人会員」とは、会員のうち法人である者をいいます。
- 3 「個人会員」とは、会員のうち自然人である者をいいます。
- 4 「利用会員」とは、法人会員により本サービスの利用者として指定された自然人をいいます。
- 5 「アカウント」とは、当社が本サービス提供のために発行するメール配信先及びオンライン環境への参加資格をいいます。
- 6 本サービスの1アカウントは1名の個人会員又は1名の利用会員のみが利用できるものとし、アカウントの共有、貸与、譲渡又は名義貸しをしてはなりません。
- 7 「提供コンテンツ」とは、当社が本サービスを通じて提供するテンプレート、資料、プロンプト設計、文章、動画、教材、情報配信内容、オンライン環境上の当社投稿その他一切の情報をいいます。
- 8 「生成物」とは、会員が本サービスの利用により得た出力結果、成果物その他の情報をいいます。

- 9 「提供知見」とは、会員がオンライン環境への投稿、電子メール、面談その他の方法により当社に任意に提供する意見、活用事例、成果報告、質問内容その他一切の情報をいいます。
- 10 「体系化情報」とは、提供知見及び当社が保有する知見を基礎として、当社が独自に整理、編集、要約、分析又は再構成して作成した情報をいいます。
- 11 「オンライン環境」とは、当社が指定するSNS、チャットツール、コミュニティ、ポータルサイト、LMSその他これらに類する仕組みをいいます。

第3条（申込および承諾）

- 1 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスと競合する事業を営む者である場合
 - (2) 本サービスの内容を分析し、競合若しくは類似サービスの開発に利用するおそれがある場合
 - (3) その他承諾が不適切であると合理的に判断される場合
- 2 当社は、前項に基づき申込みを承諾しない場合、その理由を開示する義務を負いません。

第4条（本サービスの内容）

- 1 当社は、会員に対し、各契約期間内に少なくとも1回、新規事業及び知的財産分野におけるAI活用に関する情報を電子メールその他当社が定める方法により配信します。
- 2 前項の情報配信には、AI活用方法、思考整理手法、プロンプト設計例、実務上の活用事例、体系化情報その他当社が適当と判断する内容が含まれる場合がありますが、当社は特定の資料、様式、テンプレート又は機能の継続的提供を保証するものではありません。
- 3 当社は、契約期間中、当社が提供又は指定するAI機能へのアクセス方法を会員に対して継続的に案内し、当該AI機能にアクセス可能な状態を合理的範囲で維持します。ただし、当該維持が第8条に定める外部AIプラットフォームに起因して困難となる場合を除きます。
- 4 前項のAI機能が外部AIプラットフォームを利用して提供される場合においては、当該外部AIプラットフォームの停止、仕様変更、利用制限、アカウント凍結その他当社の責めに帰すことができない事由によりアクセスが制限されることがあります。この場合、当社は当該制限について責任を負いません。
- 5 本サービスには、当社が指定するオンライン環境を通じた知見共有の機会の提供が含まれます。

- 6 会員がオンライン環境に投稿又は提供した情報は、提供知見に該当する場合があります、その取扱いは第10条の規定に従います。
- 7 オンライン環境への参加及び投稿は会員の任意とし、当社は個別の質問又は相談への回答義務を負いません。
- 8 本サービスの変更、追加又は廃止により会員に不利益が生じた場合であっても、当社は法令上義務付けられる場合を除き、返金又は追加の補償を行う義務を負いません。
- 9 当社は、経営上の判断その他合理的理由により、本サービスの全部を終了することがあります。この場合、当社は相当期間前に会員に通知します。
- 10 前項に基づき本サービスを終了する場合、終了日以降の未経過期間に対応する利用料金があるときは、法令に従い適切に精算します。

第5条（利用会員の管理及び責任）

- 1 法人会員は、当該法人会員が指定する利用会員に本約款を遵守させる義務を負います。
- 2 利用会員の行為は法人会員の行為とみなします。
- 3 利用会員による違反により当社に損害が生じた場合、法人会員はこれを賠償します。
- 4 法人会員は、利用会員に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法で登録を更新します。

第6条（利用料金）

- 1 本サービスの利用料金、支払方法及び契約期間は、当社が別途定めます。
- 2 支払済みの利用料金は、法令上返還が義務付けられる場合を除き、返還されません。
- 3 当社は、経済情勢の変動、サービス内容の変更その他合理的理由により利用料金を変更することができます。
- 4 契約期間の途中で解約した場合であっても、当該契約期間に係る利用料金は日割りその他の方法による返還の対象とはなりません。

第7条（法人グループでの利用）

- 1 法人会員は、連結決算の対象となる親会社及び子会社に限り、生成物を内部業務目的の範囲内で利用させることができます。
- 2 持分法適用会社、関連会社、共同支配企業、業務委託先その他第三者への利用は認められません。
- 3 個人会員は、自らが所属する法人（連結決算対象会社を含む。）において、自身の業務遂行目的でのみ生成物を利用することができます。

- 4 本条は、提供コンテンツ又は体系化情報の再配布又は再利用を認めるものではありません。

第8条（外部AIプラットフォーム）

- 1 本サービスにおいて当社が提供又は指定するAI機能の全部又は一部は、外部AIプラットフォームを利用して提供される場合があります。
- 2 会員は、自己の責任において当該外部AIプラットフォームの利用契約を締結し、その利用条件に従うものとします。
- 3 外部AIプラットフォームの停止、障害、仕様変更、料金改定、利用制限、アカウント停止又はその他当該外部AIプラットフォームに起因する事由により生じた損害について、当社は責任を負いません。

第9条（入力情報及び統計情報の取扱い）

- 1 当社は、会員が外部AIプラットフォームに入力する個別内容を取得、閲覧又は監視しません。
- 2 当社は、会員の個別入力内容をAIモデルの学習その他の目的に利用しません。
- 3 当社は、本サービスの品質向上、機能改善又はマーケティング目的のため、個人及び法人を特定できない形式に加工された統計情報を取得及び利用することがあります。
- 4 前項の統計情報には、会員の個別入力内容は含まれません。

第10条（知的財産権、提供知見及び体系化情報）

- 1 本サービスに関して当社が提供する提供コンテンツ、体系化情報、設計思想、構成、編集物、文章、資料、テンプレート、ノウハウ及びこれらに関連する一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、すべて当社に帰属します。
- 2 会員は、本サービスの目的の範囲内でのみ提供コンテンツ及び体系化情報を利用ことができ、第三者への転載、再配布、公衆送信、販売、譲渡、再許諾、営利利用その他本サービスの目的を超える利用をしてはなりません。
- 3 会員が本サービスを利用して作成した生成物の著作権は、会員に帰属します。ただし、当社は生成物の正確性、完全性、適法性、第三者権利非侵害又は特定目的適合性を保証するものではありません。
- 4 生成物の利用に起因して第三者との間に紛争が生じた場合、会員は自己の責任と費用においてこれを解決し、当社に損害が生じた場合にはこれを賠償します。
- 5 会員は、提供知見について、当社がこれを匿名化し、編集、要約、翻案、再構成その他の加工を行い、体系化情報として作成し、サービス改善、研究、広報又は他の会員への情報提供のために利用することを、無償、非独占的かつ期間の定めなく許諾します。

- 6 当社が提供知見を原文のまま又は会員を特定し得る形で公表又は利用する場合には、当該会員の個別の承諾を得るものとします。
- 7 提供知見を基礎として当社が作成した体系化情報の知的財産権は当社に帰属します。
- 8 会員は、提供知見が第三者の権利を侵害しないことを保証します。
- 9 当社と会員との間で、提供知見の利用方法又は知的財産権の帰属若しくは利用条件について個別の合意を書面又は電磁的方法により締結した場合には、当該個別合意の内容が本条の規定に優先して適用されます。

第11条（禁止事項）

- 1 会員は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為をしてはなりません。
 - (1) 当社又は第三者の著作権、特許権、商標権、意匠権、営業秘密その他一切の知的財産権を侵害する行為
 - (2) 提供コンテンツ又は体系化情報の全部又は一部を、転載、再配布、公衆送信、販売、譲渡、再許諾、共有又は営利目的で利用する行為
 - (3) 本サービスの構造、仕様、ノウハウ、設計思想、プロンプト設計その他を解析、逆解析、分解、改変又はリバースエンジニアリングする行為
 - (4) 本サービス又は提供コンテンツを利用して、競合又は類似するサービス、商品又はビジネスモデルを開発する行為
 - (5) 提供コンテンツ、体系化情報又は生成物を、第三者AI又は自己のAIの学習データとして利用する行為
 - (6) 不正アクセス行為、不正ログイン、アクセス制御の回避、認証情報の不正取得又はこれらを試みる行為
 - (7) アカウントの共有、貸与、譲渡又は名義貸し
 - (8) 法令又は公序良俗に違反する行為
 - (9) 第三者の名誉、信用、プライバシー、営業秘密その他の権利を侵害する投稿又は情報提供
 - (10) 虚偽情報又は誤認を生じさせる情報の提供
 - (11) 本サービスの信用を毀損する行為
 - (12) 本サービスの運営を妨害する行為又は過度な負荷を与える行為
 - (13) 反社会的勢力への利用供与
 - (14) その他当社が合理的に不適切と判断する行為

第12条（措置）

- 1 当社は、会員が本約款に違反したと判断した場合、事前の通知なく、利用停止、投稿削除、アカウント凍結、契約解除その他当社が必要と判断する措置を講じることができません。
- 2 前項の措置により会員に損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失がない限り責任を負いません。

第13条（サービスの中断）

- 1 当社は、次の各号の事由により、本サービスの全部又は一部を中断することができます。
 - (1) システム保守又は点検
 - (2) サーバ障害又は通信障害
 - (3) 外部AIプラットフォームの停止又は制限
 - (4) サイバー攻撃、不正アクセス又はハッキング
 - (5) 天災地変、火災、洪水、地震その他の不可抗力
 - (6) 政府規制又は法令改正
 - (7) その他当社の合理的支配を超える事由
- 2 前項により会員に損害が生じた場合であっても、当社は当社の故意又は重過失がない限り責任を負いません。

第14条（解除及び期限の利益喪失）

- 1 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は何らの催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - (1) 利用料金の支払を遅滞したとき
 - (2) 本約款に違反したとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき
 - (5) 手形又は小切手の不渡りを出したとき
 - (6) 解散又は営業廃止を決議したとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化したと当社が合理的に判断したとき
 - (8) 第16条に違反したとき

- (9) その他契約の継続が困難となる重大な事由が生じたとき
- 2 前項に該当した場合、会員は当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の債務を直ちに履行するものとします。
 - 3 前二項に基づく解除により当社に損害が生じた場合、会員はこれを賠償するものとします。

第15条（免責及び不可抗力）

- 1 当社は、次の各号の事由により生じた損害について責任を負いません。
 - (1) 通信回線障害、インターネット接続障害又はサーバ障害
 - (2) 外部AIプラットフォームの停止、仕様変更又は利用制限
 - (3) サイバー攻撃、ハッキング、不正アクセス又はデータ消失
 - (4) 天災地変、戦争、暴動、内乱、テロその他の不可抗力
 - (5) 政府規制、法令改正又は行政指導
 - (6) 電力供給停止
 - (7) 労働争議
 - (8) 第三者ソフトウェアの不具合
 - (9) 当社の合理的支配を超える事由
- 2 当社は、本サービスの品質向上に努めますが、本サービスが会員の特定の目的に適合すること、完全であること、正確であること又は中断なく提供されることを保証するものではありません。
- 3 当社の賠償責任は、当該損害が発生した契約期間において会員が支払った利用料金の総額を上限とします。ただし、法令により当該上限の適用が制限される場合には、その範囲に従います。
- 4 当社は、逸失利益、間接損害、特別損害、付随損害又は結果損害について責任を負いません。

第16条（反社会的勢力の排除）

- 1 会員は、自己、役員、実質的支配者又は主要株主が、現在及び将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し保証します。
- 2 会員は、反社会的勢力を利用せず、資金提供又は便宜供与を行わず、名義貸しその他関与をしないことを保証します。

- 3 会員は、自ら又は第三者を利用して、暴力的要求行為、法的責任を超えた不当要求行為、風説流布、偽計又は威力による信用毀損行為を行いません。
- 4 当社は、会員が前各項に違反した場合、何らの催告を要せず契約を解除することができます。
- 5 前項に基づく解除により会員に損害が生じても、当社は責任を負いません。
- 6 前各項に違反したことにより当社に損害が生じた場合、会員はこれを賠償します。

第17条（約款の変更）

- 1 当社は、合理的理由がある場合、本約款を変更することができます。
- 2 変更後の約款は、当社が適当と判断する方法により会員に通知又は公表した時点で効力を生じるものとします。

第18条（分離可能性）

- 1 本約款のいずれかの条項が無効又は執行不能と判断された場合であっても、その他の条項は引き続き有効に存続します。

第19条（準拠法及び管轄）

- 1 本約款は日本法を準拠法とします。
- 2 本サービスに関して生じる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- 1 本約款は、2026年2月19日より施行します。
- 2 本約款の改訂履歴は、次のとおりとします。

2026年2月19日 初版制定